

## 根拠法令条項の一覧

- 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 4 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 9 条第 2 項、第 12 条第 4 項、第 18 条の 2 第 2 項、第 19 条の 8 第 3 項、第 19 条の 11 の 2 第 1 項及び第 2 項、第 19 条の 13 第 4 項及び第 5 項、第 19 条の 14 の 2 第 3 項、第 19 条の 16 第 7 項及び第 8 項、第 19 条の 26、第 20 条第 5 項並びに第 33 条
- 政治資金規正法施行令（昭和 50 年政令第 277 号）第 22 条
- 政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）第 32 条第 4 項及び第 6 項、第 40 条の 2 第 1 項並びに第 41 条第 2 項
- 政党助成法施行令（平成 6 年政令第 371 号）第 7 条及び第 9 条
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 4 条第 1 項
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成 17 年政令第 8 号）第 2 条第 1 項